

## 「認知症治療薬の少量投与」に関するご質問への回答メモ

## ① ドネペジル 3mg 未満でも処方可能か？

- 医薬品の処方については、医薬品の添付文書の用法・用量等に基づき行うことが原則であります。医師が、個々の患者の状態に応じて、有効性・安全性を確認した上で、医学的な判断によって、ドネペジルを3mg 未満で処方すること自体を禁止しているものではありません。

## ② 他の認知症治療薬でも同様か？

- 他の認知症治療薬も①と同様です。

## ③ 審査の都道府県のバラつきがないよう徹底させるためにどのような対策を講じるのか。

- 都道府県の審査のバラつきが生じないよう、平成 28 年 6 月 1 日付けで、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金に対し、添付文書に規定されている用量未満での処方に係るレセプトの審査に当たって、一律に査定を行うのではなく、診療報酬明細書の摘要欄に記載されている投与の理由等も参考に個々の症例に応じて医学的に判断する旨を、改めて通知しております。
- 保険医療機関においても、投与の理由等を診療報酬明細書の摘要欄に記載していただくなど、審査支払機関の審査へのご協力をお願いいたします。